

令和3年度

町政執行方針  
教育行政執行方針

令和3年3月

增毛町教育委員会

## 町民の誓い

わたくしたちは、美しくそびえる暑寒の連峰と無限に広がる日本海にいだかれた増毛町の住民です。

わたくしたちは、風雪に耐えて郷土を開いた先人の偉業をしのび、輝かしい歴史と伝統を受け継いで、この町に住むことを誇りに思っています。

わたくしたちは、愛する郷土の発展を願い、より豊かな町づくりを目指して、ここに町民の誓いをさだめます。

- 1 からだを鍛え、仕事にはげみ、明るい町をつくります。
- 1 きまりを守り、力を合わせて、住みよい町をつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくります。
- 1 心ゆたかに、文化を高め、楽しい町をつくります。
- 1 資源を生かし、未来をひらき、生きがいのある町をつくります。

昭和52年2月1日制定

# 町 政 執 行 方 針

## は じ め に

令和3年第1回定例議会の開会にあたり、私の所信を述べ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

新型コロナウイルスは、全世界規模で蔓延し、世界中に大打撃を与え続けております。

我が国では、昨年11月から感染が再拡大し、11都府県に緊急事態宣言が発出されるなど、医療体制が逼迫、経済活動も停滞、危機的な状況が続いております。

北海道においては、感染拡大が他の地域よりも1ヶ月早く始まり、コロナ禍が長期にわたり深刻化している地域であります。

増毛町においても飲食店等の商業をはじめ農水産業、水産加工業、酒類製造業などに大きな影響を与え、町の実施する観光イベントはすべて中止になるなど、観光客も大幅に減少しております。

昨年の増毛町は、災害もなく、農業は、米、果樹とも豊作に恵まれました。

しかし、漁業は、コロナ禍により魚価が下がり、漁獲量も減少している魚種も多くなっております。また、商工業におきましても、会食の自粛により飲食店をはじめとし、多くの業種が深刻な影響を受けておりますので、事業継続支援も考慮しなければならないと考えております。

新型コロナウイルス感染防止対策と地域経済の両立は難しくなっておりますが、コロナ後を見据えて町の事業も進めなければなりません。国の進めるデジタル化の推進とグリーン社会の実現に向けた取り組みも考慮に入れてまいります。

令和3年度は、自然災害がなく、豊漁豊作の年であり、コロナ禍が終息し、今までの日常が一日も早く戻ることを願っております。

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、町事業を確実に進めてまいります。

## 町政に対する基本姿勢

就任当初からの基本姿勢であります「誰もが住みたい住みたいふるさと増毛」実現のため、令和元年度において策定いたしました「新まちづくりプラン」を基に町政を運営してまいります。

基幹産業である、農業、漁業、水産加工業等製造業の振興を図り、地場産業の活性化を進めます。

増毛町の自然環境や歴史を大切にし、豊かな食を生かし、魅力あるまちづくりを進めます。

町民の皆様の健康づくりと介護医療の充実を図ります。明和園については、3年計画で建設を進めてまいります。

子どもの健全な成長を願い、出産、子育て支援の充実を図ります。

増毛町社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の充実を努め、住みよいまちづくりのため、住生活環境に配慮した施策を推進します。

消防救急事業、防災訓練、防犯活動等により安全安心のまちづくりを進めます。

こども園、増毛小・中学校の教育環境の充実と生涯教育を推進し、豊かな心と体、文化を育ててまいります。

自治会活動の支援、生きがい活動事業団などの活動を進め、共助のまちづくりを推進します。

少子高齢化、人口減少が増毛町でも深刻な影響を与えておりますが、活力あるまちづくりを進めるためには、農業、漁業、製造業などの基幹産業が元気でなければなりません。末永く生産活動を維持していただくために町民の皆様の健康寿命延伸が肝要であると考えております。

将来に希望の持てるまちづくりを町職員とともに全力で進める所存でございますので、議員各位、町民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

# 基本方針と施策の展開

## 1 自然の恵みを活かすまちづくり

### 農林業

農業を取り巻く環境は、農家戸数の減少や従事者の高齢化、後継者・担い手及び労働力の不足が顕著であり、大変厳しい状況が続いております。

昨年度から「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、町内の数軒の農家で肥料・農薬の使用量を従来の慣行栽培の半分以下に抑え、有機肥料を多く使用する「特別栽培米づくり」を始めております。また、良食味米、高品質米の産地である本町におきましても、「安心安全な米づくり」をコンセプトとしてブランド化を図り、消費・販路拡大が重要であります。今後も、るもい農業協同組合などの関係機関と連携を図った競争力の向上や生産環境の整備を進めてまいります。

道営の農業基盤整備事業は、昨年度で湯の沢地区の整備が終了し、信砂、朱文別、別荘地区において、区画整理、客土、暗渠、用排水路の整備が継続して進められ、別荘地区においては今年度で整備が終了する予定であります。本事業で既に整備された圃場では、透水性に優れ、大区画化により生産コストの軽減にもつながり、今後の農業経営の安定化、各集落の維持と耕作放棄地の抑制が図られるものと期待しております。今年度も北海道等の関係機関、受益農家、るもい農業協同組合との連携のもとで、事業の円滑な推進を図ってまいります。

果樹については、昨年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により「フルーツの里ましけ活性化プロジェクト事業」を全て実施することができませんでした。今年度も感染状況を踏まえ、慎重に判断しながら事業の実施を検討し、道内や首都圏において、増毛産の果樹の販路拡大と知名度の向上を目的としたPR事業を展開いたします。

果樹栽培振興事業による「おうとう裂果防止ハウス」の設置、減農薬栽培など、より付加価値の高い、安心安全な農産物栽培の取り組みなどの支援を継続してまいります。

エゾシカなどによる鳥獣被害防止対策については、「増毛町鳥獣被害防止計画」に基づき、北海道猟友会留萌支部増毛部会などのご協力をいただき、駆除・捕獲を実施してまいります。また、近年、アライグマによる農作物への被害が増加しておりますの

で、関係者との協力のもと、箱罟による駆除を進めてまいります。

森林整備については、「増毛町森林整備計画」に基づき、町有林においては、下刈り、間伐、造林、作業路の手入れなどを行うとともに、野そ駆除事業も着実に実施し、適切な保全管理と森林資源の循環利用確立に努めてまいります。民有林については、森林所有者に森林の持つ公益的な役割をご理解いただき、民有林育成制度などを活用した「公費造林事業」「未来につなぐ森づくり推進事業」により支援してまいります。

また、令和元年度に森林環境譲与税が創設され、森林整備等に必要な財源が確保され、民有林の一層の整備が求められていますので、本町の豊かな森林を未来へ引き継いでいくため、森林所有者に対する意向調査や作業路の整備など、有効な活用を図ってまいります。

今年度も町内の環境美化を進める一環として、「日本花の会」より桜の苗木の寄贈分と合わせて桜の植樹事業をメモリアルパークで植樹祭を実施するほか、希望する町民へ苗木の配付を行ってまいります。

## 漁業

町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、資源の減少や海域間の格差、トド等の海獣被害など大変厳しい状況であります。今年度から磯焼け対策として、民間企業が進めてきた実証試験を基本に藻場再生事業に取り組んでまいります。増毛漁業協同組合をはじめとした関係機関と連携し、漁業資源の増殖環境の改善を図り、漁業経営の安定と向上につなげてまいります。

昨年の水揚げは、新型コロナウイルス感染拡大により魚種全般にわたり、その影響を受けました。前年対比で漁獲量では、約22%、金額で約4%の増となりましたが、多くの魚種で前年に比べ漁獲量、金額が減少している厳しい状況となりました。

ここ数年、漁業者の高齢化が進むなかで、新規就業者が育ってきております。今年度も未来の漁業の担い手対策として、「増毛町漁業資格取得費補助事業」「増毛町産業活性化事業」により、新規就業者や後継者の確保と育成に努めてまいります。

また、浜が活気に満ち溢れるよう、将来の漁業資源の確保のため、ナマコをはじめとする漁業資源増大事業と漁業活動への支援を継続してまいります。

漁場整備については、北海道が事業主体となるウニ資源の増殖を目的とした水産基

盤整備事業を雄冬地区で実施してまいります。

トドなどの海獣類による漁業被害の防止対策や、密漁防止対策についても、増毛漁業協同組合をはじめとする関係機関への支援や連携のもとに取り組んでまいります。

## 商工業

商工業については、人口減少や消費者ニーズの多様化、交通流通網の変化などの影響に加え、新型コロナウイルス感染症により、飲食事業者を中心に大きな経済的打撃を受けております。一方で、駅前ふるさと歴史通りの観光客増加や、ふるさと納税による町外消費者による購買需要の増加が期待されております。

各種事業による商工会商品券の支給などにより地域内消費を促すと同時に、「産業活性化支援事業補助金」による魅力的な新商品開発や起業者支援をしていき、時代のニーズに合わせた新しい消費喚起を促進してまいります。

## 雇用

本町の労働雇用環境は依然厳しさを増し、町民の就業要望と企業側の労働力需要に对应されていない現状にあります。主力の水産加工業や建設業は、若年層の町外転出による労働力不足も顕著となっており、また、福祉介護分野も同様に、高齢社会に対応する人材の確保が進まない状況にあります。

今後は、「生きがい活動事業団」などによる高齢者の人材活用を引き続き推進するとともに、季節毎の労働需要に応じた労働力確保の体制づくりについても検討してまいります。

水産加工業や水産業においては、外国人技能実習生の受け入れが年々増加しており、実習生を快く受け入れる環境づくりを行ってまいります。

## 観光

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種イベントや団体バスツアーが相次いで中止となり、観光客の入り込みは大幅に減少いたしました。

しかし、夏から秋にかけての観光シーズンは、道内近郊を中心に個人観光客が多く訪れ、増毛駅周辺は例年と変わらぬ賑わいを見せており、これは本町が推進してきた食と歴史を活かした地域観光づくりが、多くの観光客に認知されてきたものだと感じ

ております。今後も増毛駅周辺を核として、歴史的建物群を活用した町内散策や、観光ボランティアガイドの体制の充実などを図り、安定した観光客の入り込み増を図ってまいります。

感染症の終息の見通しが立っていない中、「春の味まつり」や「観光港まつり」、「秋の味まつり」といった大きなイベントの開催については慎重に判断していくこととなりますが、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新しい観光事業の在り方や小規模イベントの開催などを、観光協会をはじめとする各団体や事業所とともに検討してまいりたいと考えております。

最近ではサイクルツーリズムやアドベンチャーツーリズムなどの観光推進が求められております。本町の自然を活かしたアウトドア体験ができるよう、その推進について検討をしてまいります。

リバーサイドパーク、岩尾温泉あつたま〜る、暑寒別岳スキー場の各観光施設については、老朽箇所の点検や施設の修繕整備を図りながら、多くの方に楽しみ、利用してもらえるようサービス向上に力を入れてまいります。

暑寒別岳を中心とした増毛山地は、今年度は箸別ルートに登山道標識の整備をし、安心安全に登山を楽しめる環境づくりをしてまいります。

## **2 元気で長生きできるまちづくり**

### **病気の予防・健康づくり**

町民の健康づくりは、「健康ましけ 21 計画(平成 27 年度～令和 6 年度)」に基づき実施しております。

増毛町の健康課題である高血圧は、あらゆる循環器系疾患をはじめ、病気の発症や死亡に最も影響を与える危険因子とされており、健康寿命を縮め、高医療費、高介護費を招くため、その対策は急務となっております。これらの改善を図るため、個別指導に重点を置いた特定保健指導の充実や増毛醤油等を利用した減塩推進の食生活改善について、保健推進員の協力も得ながら、この啓発に取り組んでまいります。

健康寿命の延伸対策として「ら・さんて」や「運動教室」を活用し、運動機能の維持や改善に努めているほか、特定健診や特定保健指導について積極的に取り組んでおり、少しずつ医療費が減少してきております。今後も「ら・さんて」や健康づくり教



室等を継続することによって、医療費の削減や介護保険及び国民健康保険制度の安定、更には健やかな生活の維持につながりますので、適度な運動の習慣化と減塩をはじめとする食生活の改善などの生活習慣の見直しにより、町民の健康づくりを推進してまいります。

また、令和元年度より実施の「ましけ健康ポイント事業」の拡大を図り、より健康意識を向上させ、健康活動に結びつくよう、各事業への参加啓発に努めてまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止について、これまで3つの密の回避や不要不急の外出自粛、新しい生活様式の実践など、感染症のまん延防止に向けた取り組みの更なる徹底が重要となっております。発症や重症化予防が想定されるワクチン接種を計画的に実施してまいります。

がん検診やインフルエンザ予防接種などの感染症対策についても、継続して取り組んでまいります。

## 医療

診療所の運営については、町の人口減に伴う患者数の減少とともに、コロナ禍による受診の控えや発熱外来を優先しての各種検査を抑えていることにより、収入の根幹である診療収入が減少するなど、厳しい状況が続いております。

診療所は、地域の医療機関として、初期治療及び一次医療を担い、特定健診を含む各種検診・予防接種の実施・訪問診療など、安心して安全な医療が提供できるよう、関係医療機関の支援・協力を仰ぎながら健全な運営に向けて引き続き努力してまいります。

また、発熱外来等の診療にあたっては、新型コロナウイルス感染症の予防対策に努めながら、電子カルテの稼働により医療サービスの充実を図ってまいります。

## 結婚・出産・子育て支援

令和元年4月より増毛町子育て世代包括支援センターが健康一番館内に開設され、これまで母子保健活動で実施してきた妊産婦から子育て期における実情の把握、保健指導、関係機関との連携などに加え、支援プランの作成や乳幼児・児童虐待予防など包括的な支援を行っております。

また、妊婦・産婦健診や乳幼児定期予防接種、新生児聴覚検査、出産準備金、乳幼児フッ素塗布、不妊治療費などの母子保健分野の公費負担・助成を継続し、さらに妊婦の超音波検査への助成拡大や、乳幼児へのロタワクチン接種の全額助成を行い一層の支援対策に努めてまいります。

子どもの医療費助成については、令和元年度から就業していない18才以下までに対象者を拡大しており、商工会商品券で助成することにより、子育て世帯における経済的負担を軽減し、子育てをしやすい環境の整備に努めてまいります。

ひとり親の家庭においては、民生・児童委員による相談窓口の充実を図り、各種の福祉制度の支援や福祉資金の活用により安心した生活が送れるよう支援し、医療費を助成することにより、医療への経済的負担を軽減してまいります。

多子世帯の子育て支援のため、第3子以降の入学・進学時に商工会商品券でお祝い金を支給し、安心して子育てができるまちづくりを進めてまいります。

婚姻に対しては、出会いから新生活の開始までの支援が必要ですので、同窓会実施補助事業の活用や、結婚祝い金の支給、祝賀会開催支援、結婚新生活支援事業補助金により、結婚をしやすい環境づくりに努めてまいります。

## 高齢者福祉

町民の45.1%が65歳以上と高齢化が進んでいる本町では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることをめざした地域包括ケアの取り組みが重要であります。このため、高齢者の総合的な相談窓口として地域包括支援センターの充実を図り、各種生活支援サービスの情報提供や権利擁護事業のほか、認知症総合対策など地域支援事業の推進に努めてまいります。

生活支援の体制整備は、関係機関・町民・行政が協働で本町の現状と課題を検討し、住民主体によるサービスの創出が求められていますので、配食サービスや訪問型サービス、移動支援や傾聴ボランティアなど、介護予防の一層の充実を図ってまいります。

高齢者の外出支援については、個々の状況にあった幅広いサービスを提供するため、介護保険制度における介護予防・生活支援サービス事業の訪問サービスD事業（移動支援）の要項整備と、実施事業所の育成に検討を深めてまいります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の強化を図るため、訪問サービスB事業（日

常生活支援)の実施事業所の育成に努めてまいります。

全国的に介護員などが不足している中、町内の介護保険施設なども働き手の確保が厳しい状況であります。修学資金の一部を貸付する「介護従事者養成修学資金貸付金事業」や「介護従事者就業支援補助金事業」の周知を図り、町内外からの働き手の確保と育成、就業の継続及び定着を図り、介護サービスの体制充実に努めてまいります。

明和園については、今年度より3カ年計画で改築工事を行います。施設運営については、増毛町社会福祉協議会と運営移管に向けて協議を進めてまいります。今後も入所されている方が、健やかな生活を送れるよう、職員の一層のサービス向上に努めてまいります。

## 地域福祉

歴史と伝統を重んじ、郷土愛に満ち、住み慣れたこの町で生活することを望む町民が末永く住み続けられるために、障がい者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画などに基づく施策が実施されておりますが、身近な生活課題に対応する地域福祉のあり方を検討し、その活動を進め、広めるためには、町民の力が不可欠であり、個々が主体的に想像し、取り組むことが地域福祉の源と考えます。

地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図るため「生きがい活動事業団」や「ゆうゆうマーシー」の活動を支援してまいります。

公的な福祉サービスの拠点として社会福祉協議会がめざす「みんなで支え合う地域づくり」の中で、個人や団体でのボランティア活動が容易に取り組めるよう支援の強化に努めてまいります。

## 障がい者福祉

障がい者及び障がい児福祉については、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画・障がい者計画（令和3年度～5年度）」に基づいて取り組みを進めてまいります。特に、本人が希望する暮らしを実現するため障がい者総合支援法に基づき、各種の障がい者福祉サービスに対し、介護給付や訓練等給付などの自立支援給付を行うとともに、近隣市町との連携による日常生活用具の貸与や移動支援などの地域生活支援事業を推進してまいります。また、重度心身障がい者へ医療費を助成することに

より、経済的な負担を軽減してまいります。併せて、障がい者の外出機会を確保するために、増毛町社会福祉協議会が実施する身体障がい者福祉協会交通費助成金事業（タクシー利用の助成）への補助を行ってまいります。

障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るために広報、啓発活動にも努めてまいります。

## 社会保障

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤としての役割を担っていますが、加入年齢層が高いため医療費は高く、所得は低い構造にあることから、制度の安定を目的に平成 30 年度から財政運営が北海道に移管されました。本町の一人当たりの医療費は高い水準で推移してきましたが、特定健診の受診勧奨や健康寿命延伸事業及び食生活等の生活習慣改善に取り組み、少しずつ成果が現れてきているため、今後も継続した取り組みを行ってまいります。

後期高齢者医療制度は、増加する医療費に対し、持続可能な制度の創設を目的に平成 20 年度から開始されています。今後も運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合や北海道等と連携し、適正で安定的な制度の運用に努めてまいります。

介護保険については、「第 8 期介護保険事業計画(令和 3 年度～5 年度)」に基づき、在宅、通所、施設サービスなど多種多様なサービスを活用し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう充実を図ってまいります。住み慣れた町でいつまでも暮らすために、必要に応じた介護サービスの提供と、介護予防・日常生活支援総合事業の更なる充実をめざしてまいります。また、介護給付の適正化により介護給付の抑制を図り健全な介護保険運営に努めてまいります。

国民年金は、老後の生活安定を目的とした社会保障制度であり、無年金者や適用漏れの解消のため、年金事務所と連携をしながら制度の周知に努めてまいります。

## 3 安心安全に暮らせるまちづくり

### 生活環境

平成 27 年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適正に管理されていない空き家等の対策に取り組んでまいりました。放置されたままの危険

性の高い空き家などの除却について、引き続き、要する費用の一部を補助してまいります。

ごみ処理については、近隣3市町で構成する留萌南部衛生組合において共同で実施しており、留萌市で資源化施設、小平町で生ごみ処理施設、増毛町で一般廃棄物最終処分施設がそれぞれ稼働しております。ごみの排出量は人口減少に伴い減少傾向にあります。正しく分別することによって、ごみ減量化や経費削減にもつながります。

生ごみ減量のための食品ロス対策及びコンポスト助成事業も継続してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

不法投棄対策としては、啓発活動を積極的に進め、関係機関と連携して防止に努めるとともに、海岸漂着物についても、景観や環境の保全を図るため対策を進めてまいります。

し尿処理は、留萌南部衛生組合において共同で実施しておりますが、下水道の普及に伴い、処理量は減少しております。

ましけ墓苑は、昭和53年の建築から40年以上経過し、老朽化が進んでおりますが、使いやすい環境の整備に努めてまいります。

## 道路・交通

町道の整備については、自治会要望や緊急性、必要性などを勘案し優先順位を定め、計画的に道路整備を推進するとともに、橋梁の延命化を図るために「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷や劣化状況等を点検し、維持修繕を行い橋梁の安全性能を確保してまいります。

また、自治会が管理している街路灯の電気料金と新設費用に対する助成を継続し、町民が安全で安心して利用できる包括的な道路交通網の確保と維持管理に努めてまいります。

公共交通機関は、平成28年にJR留萌本線の増毛～留萌間が廃止され、民間バス会社においても厳しい経営状況の中、地域交通の重要な役割を担って頂いております。今後も町民の生活に密着した交通網の維持と安定した交通手段の確保に向けて、事業者への支援を継続してまいります。

また、在宅で生活する高齢者にとって、バスやタクシー等の公共交通機関は欠かす

ことのできない移動手段であることから、公共交通が運行されていない暑寒沢・中歌・湯の沢地区の交通空白地域の町民にタクシー初乗り料金の助成をするほか、運転免許を自主返納した70才以上の高齢者に対し、路線バス回数券又はタクシー利用券の一部助成を行い、高齢者が外出しやすい環境の整備に努めてまいります。

## 住環境

公営住宅については、老朽化した団地の改修や高齢化社会に対応した団地を適正に供給してまいります。今年度は南暑寒2丁目団地の建替により移転が完了した、5棟20戸の解体を行ってまいります。

また、「住宅リフォーム等補助事業」と「民間賃貸住宅等建設補助事業」については、令和元年度からの4年間の時限事業であります。居住環境の整備及び子育て世帯等の定住促進と移住定住人口を確保するため、住宅リフォーム等及び賃貸住宅等の建設に係る費用の一部を補助してまいります。

「新築住宅建設支援補助事業」につきましても、未利用地などの有効活用を図るため、土地購入費の一部補助を継続してまいります。

## 上下水道

水道事業については、住民生活に欠かせない重要なライフラインである飲料水を安全で安定的に供給するため、水質の管理・供給水量の確保を基本に施設の維持管理と水質管理の強化を図ってまいります。

今後も老朽化した施設等について、優先度を考慮しつつ計画的に整備・更新を進めてまいります。また、資本費平準化債を発行し、財政基盤の安定化を図ってまいります。

公共下水道については、生活環境の向上や衛生環境の保持及び公共用水域の水質保全を目的としております。

今年度は、令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、下水道処理施設の設備更新工事を行ってまいります。今後も施設の適切な維持管理に努め、持続可能な下水道を目指すとともに、環境保全に対する啓発活動等により下水道接続の普及促進に努めてまいります。

市街地の大部分が下水道への接続が可能となり、更に一般家庭に限りディスプレイの使用を可能にし、生ごみの減量化と清潔で快適な住環境づくりを推進しております。市街地以外の地区の生活排水対策についても、既存の「合併処理浄化槽設置整備事業補助制度」を活用し、生活環境の向上を図ってまいります。

## 情報通信

地上デジタル放送の開始に伴う新たな難視聴区域6地区のため、町が主体となって整備した光ファイバーによる共聴設備につきましては、地区の皆様が良好に視聴できるよう設備を管理してまいります。また、光ブロードバンドがNTTにより提供されなかった地区のため、町が設備した光ブロードバンドにつきましても、地区の皆様が高速な通信環境を利用できるように、設備の修繕等により維持管理していくとともに、今年度は未整備地区となっておりました岩尾・雄冬地区につきましても、光ファイバー整備を行い、情報通信格差を是正するよう努めてまいります。

## 消防・防災・交通安全・防犯

消防体制については、高度、専門かつ複雑多様化する災害に対応するため、より実践に即した訓練を行い、基準出動計画に基づき消防部隊の適正な運用に努めるとともに、地域防災力の要である消防団員の確保と装備の充実を図り、時代のニーズに即した消防体制の強化に努めてまいります。

また、火災は火の不始末や油断から発生することが多く、火災を減らす為には一人ひとりの防火意識が重要なことから、年間を通して防火啓発を行い、住宅用火災警報器の設置・維持管理状況を調査し、町民の防火意識を高めることに努めてまいります。

救急体制については、高齢化を背景とした救急件数の増加及び救急業務の高度化に対応するために、気管挿管や薬剤投与等の救急救命士を主体とした研修を進めてまいります。また、救命率の向上には早期の心肺蘇生が重要であることから、町民に対する救命講習の拡充に努めてまいります。

防災については、新型コロナウイルスの状況にもよりますが、今年度も「全町防災訓練の日」に町民参加の防災訓練を実施し、町民一人ひとりの防災意識の向上や、自治会を中心とした自主防災組織の設立の推進を図り、安心安全なまちづくりに努めて

まいります。

防災行政無線については、関係機関の協力を得ながら、デジタル化への移行が完了いたしましたので、今後も災害や気象情報の迅速な提供に努めてまいります。

交通安全活動について北海道では、10年続けて「交通事故死ワーストワン」を回避しており、本町においても事故発生件数や物損事故件数が減少してきております。

これも交通安全協会や関係機関の取り組みと町民意識の高まりの成果であり、今後も町の特産品を活用した事業の展開や各関係団体等と連携した街頭指導や啓発活動に努めてまいります。

防犯については、防犯協会を中心として、防犯パトロールや住宅・自動車診断などを継続して実施してまいります。また、新入学児童への啓発資材の配布やこども110番の家、町内工事事務所への防犯啓もう訪問などの活動を推進してまいります。

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺・還付金詐欺などの犯罪も手口が巧妙で被害が後を絶たない状況であります。これらの犯罪を未然に防止するためにも、警察署と連携を取りながら、迅速な情報提供や各種行事などを通じた啓発活動を推進し、犯罪のない安心して暮らすことができる町をめざしてまいります。また、町内に防犯カメラを計画的に設置し、事件事故等の早期解決と犯罪への抑止力を高めてまいります。

## 港湾・漁港

増毛港の整備については、沿岸漁業、石材の積出港、海洋レジャーの基地として港湾整備計画に基づき、留萌開発建設部が直轄工事により整備を進めているところであります。今年度は、農水産物輸出促進基盤整備事業の最終年度となり、小型船溜地区の屋根付き岸壁が完成し、輸出促進に向けた衛生管理対策が図られます。

また、別荘漁港において港内静穏度確保のため、北・西防波堤の嵩上げが継続されます。

その他、各漁港の機能維持のため、浜の要望を随時関係機関へ要望してまいります。

## 土地活用と公共施設

土地活用については、農業振興地域整備計画や森林整備計画に基づき、計画的な土地利用や保全を進め、基幹産業の発展を図るとともに、都市計画用途地域の適正利用



を進めてまいります。また、遊休町有地の売却により住宅建設の促進を図り、定住化を促進してまいります。

公共施設については、令和元年度に策定した個別施設計画に基づき耐震化の検討や修繕等適切な維持管理、解体など建物の状況に応じた老朽化対策を講じてまいります。

## **4 豊かな心と文化を育むまちづくり**

過疎化及び少子化にともない、現在は認定こども園が1園、小学校と中学校が1校ずつとなっております。

子どもたち一人ひとりの個性を活かし、健やかで元気に成長できるように、また、郷土への愛着を持って学校生活を送ることができる教育環境の充実に努め、「確かな学力」、「豊かな心・健やかな体」の育成をめざしてまいります。

町民一人ひとりが恵まれた環境で、感性を育み心豊かな生活を送ることができるように、生涯学習・芸術文化・スポーツの振興につながる各種事業を実施し、活動の場となる関係施設の充実に努めてまいります。

## **5 町民が主人公のまちづくり**

### **コミュニティ**

町内には現在、57のコミュニティ組織（自治会）があり、各種会議や研修会、要望の取りまとめ、清掃及び防犯活動並びに敬老会等の開催など住民自治が推進されております。自治会で管理運営されている会館の改修や電気料の一部を補助し、自治会負担の軽減と活動支援を継続して行ってまいります。

また、平成31年1月から地域担当者制度による情報共有や地域で解決できない諸問題に対応するため、町職員を地域担当者として各連合自治会へ配置し、自治会及び連合自治会と行政とのパイプ役を担っております。

高齢化や人口減少による自治会員の減少が推測されますが、町民一人ひとりがコミュニティの担い手である意識が重要であります。

### **移住・定住・人口対策**

国家規模の課題である人口減少問題では、東京一極集中が続き、北海道では札幌市

に人口集中が起きております。

増毛町では、過去 10 年間で 20%以上の人口が減少しており、人口減少速度を抑えるために、あらゆる施策の実施が求められております。

子育て支援、教育環境の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

町民の健康寿命の延伸により、生涯活躍できるまちづくりを進め、基幹産業である一次産業の振興を図り、住みやすいまちづくりを進め、町の魅力を高めてまいります。

移住体験住宅の活用等により、ちょっと暮らしや移住体験など、U I J ターンを推進し、地域おこし協力隊の受け入れと定住を支援してまいります。

国では、都市に住みながら地方と関わりを続ける「関係人口」の取り組みを強化しております。本町においても、漁業や果樹農業のアルバイトをしながら一定期間の居住を推進する短期就労事業や、季節移住等、アウトドアや農業体験など都市の住民と関わりを深める「関係人口」の拡大を図ってまいります。

首都圏等で開催されるイベント等に参加し、増毛町の魅力を P R してまいります。

## 財政運営

地方財政を取り巻く環境は益々厳しく、加えて今般の新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、その状況下で町民の多様なニーズに対応するためには、より簡素で効率的な行政経営を図る必要があります。各種会計においては、健全な財政の基本である収支の均衡を保持する行政経営をめざし事務事業の見直しを進め、より効果的で安定的な行政サービスの提供に努めてまいります。

また、本町の財政事情は、依然として進む人口減少や少子高齢化などにより、町税等の自主財源の減少が見込まれ、更には、明和園改築等の大型建設工事を予定していることから、厳しい財政運営が予想されます。コスト意識を持ち、経常経費の節減を図ることはもとより、必要性・重要性・緊急度に応じ事業を選択・実施することでメリハリのある財政運営を進めてまいります。併せて、まちづくりプラン及び財政運営プランに基づき、地方債の計画的な借入れ等の各種取り組みを継続的に進め、持続可能な財政運営の実現をめざしてまいります。

## む す び

以上、令和3年度の町政の推進にあたり、私のまちづくりの基本理念の考えに基づいて、主要な施策を申し述べてまいりましたが、町民の皆様から負託を受けた責任を果たすべく、全力で取り組んでまいり所存であります。

議会議員並びに町民の皆様のご理解と、なお一層のご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

# 教育行政執行方針

## はじめに

令和3年度における教育行政執行方針を申し上げ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

教育には、人格の向上と完成、そして国民の一人として、常識と人間性を身につけるという大切な目的があります。

教育委員会では、子どもたちが、生き生きと自分らしく、たくましく成長できるよう、また、町民の皆さんが日々の生活に充実を感じ、生涯にわたり心豊かで、健康に暮らしていけるよう、教育行政を進めてまいります。

以下、「学校教育」、「幼児教育」、「子育て支援」、「家庭教育」、「社会教育」ごとに主な施策について申し上げます。

## 学 校 教 育

新学習指導要領では、急激な社会的変化にあっても未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが求められており、各学校の経営方針に基づいて、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力の育成」を図ってまいります。

以下、5つの「増毛町の学校教育重点目標」に沿って主な取り組みについて申し上げます。

### 1. 自ら学び、考える力を育てる学習指導の充実

#### 考動力の育成

子どもたちが学習の基礎・基本を身につけ、学んだ知識を活用する力を育むため、自ら考え、判断し、進んで行動できる指導の充実を図ってまいります。

#### 学力の育成

全国学力学習状況調査や各種の学力テストの結果を検証し、課題解決に向けた授業改善や、個に応じたきめ細やかな指導につなげてまいります。

また、加配制度による教員の増員を図り、習熟度別授業などの学習指導を実践いたします。さらに、学習支援員を小学校2名、中学校1名配置して学力の底上げを図ってまいります。

### **ICTの充実**

ICT環境につきましては、校内無線LAN設備及び全児童生徒のタブレット型PCの導入が完了し、教職員の研修を進めております。

今後は、オンラインの有効活用を図りながら、教材研究を深めてまいります。

### **英語教育**

町のALT（外国語指導助手）を活用し、「生きた英語」に慣れ親しみながら児童生徒のコミュニケーション能力の向上と、小・中学校連携推進事業での教員交流などをおして、教員の資質を高め、英語教育の充実に努めてまいります。

また、中学生が自分の英語力を把握できる英検I B Aの活用と、英検受験料の助成を継続し、英語学習への意欲と英語力の向上を図ってまいります。

### **小・中学校の連携**

増毛町教育振興会が中心となり、小・中学校の教職員による教科班の指導研修や乗り入れ授業、教員の相互授業参観、児童生徒の交流授業や情報の共有などをおして、義務教育9年間を見とおした教育指導の充実にめざしてまいります。

### **学習環境の支援**

経済的理由により児童生徒の就学が困難な家庭への就学援助制度による支援を継続してまいります。

また、保護者負担の軽減として、教材費の助成、カバンの寄贈、中学生運動着の助成、中体連参加費用の助成、学校給食費の助成、高校通学費の補助などを継続し、児童生徒の学習環境を整えてまいります。

## **2. 地域の自然・文化に触れ、豊かな体験をとおしたふるさと学習の充実**

ふるさと学習は、生まれ育った増毛の豊かな自然や伝統・文化を知り、ふるさとへの愛着や地域への親しみから、ふるさとを大切に思う気持ちを育てるため、小学校では、社会科副読本「ましけ」の活用や地域の施設見学を積極的に取り入れ、中学校では、フォトコンテストの参加や増毛山道の歩行体験をおして地域の素材に触れ、ポ

ランティア活動や高齢者との交流によって地域とのつながりを図り、ふるさと学習の充実を図ってまいります。

### **3. 自己を問い、自ら律する心と、他を思いやる心を育てる道徳教育の充実**

家庭における躾や規範意識の育ちを基に、学校での学習や活動をとおして、思いやりの心を持ち、互いに認め合うこと、助け合うことなどで、人間としての生き方について考えを深め、道徳的な心情と判断力を育ててまいります。

また、人権擁護委員や有識者などの外部講師を招いて、授業内容の充実を図ってまいります。

### **4. 生命の尊さを自覚し、自ら心身を鍛え育てる健康と安全指導の充実**

#### **いじめ・不登校**

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童生徒に徹底し、傍観も許されない行為であることの認識を指導し、児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、全教職員が共通認識のもと適切な対応に努めてまいります。

また、不登校は、様々な要因によって引き起こされますが、学校の対応だけでは改善されないケースがありますので、今年度、スクールソーシャルワーカーを各学校に定期的に配置し、個別相談や教職員と保護者との連携により改善に取り組んでまいります。

#### **身体づくり**

全国的に子どもたちの体力と運動能力の低下が報告されており、体育授業の充実や日常における体力づくりの推進に努めてまいります。

小学校では、昨年に引き続き道教委のエキスパート事業により、体育専科の教員派遣を受け指導の更なる充実を図ってまいります。

#### **防災教育**

地震や津波、台風など、自然災害から大切な生命を守るために必要な知識や能力の育成を図り、各学校での防災訓練や、こども園・小学校・中学校が合同で避難訓練を継続いたします。

また、家庭での防災意識の重要性を、児童生徒をとおして促してまいります。

## 5. 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導、必要な支援を行う 特別支援教育の充実

本町では、特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、マンツーマンの指導・支援が可能となるよう支援員を配置して、学習や学校生活の支援の充実を図っております。

また、普通学級在籍で教科等によって支援が必要となる児童生徒にも支援員が指導にあたり、教育的ニーズに応じた指導体制を整えております。

担当教員は、研修等を通じて専門性の向上を図るとともに、全教職員が特別支援教育に関する知識や理解を深めてまいります。

## 幼 児 教 育

### こども園あつぷる

幼児教育は、人格形成の土台となる重要な時期において、学びの基礎となる体力や豊かな情操、道徳性の芽生えを育てる大事な役割があります。

こども園では、希望する全ての子どもに幼児教育・保育を一体的に提供することを基本としつつ、保護者との連携を図りながら健全な園運営に努めてまいります。

また、「教育保育課程」に基づく総合的な指導により、小学校の学習の土台となる「学びに向かう力」を育成し、小学校への円滑な接続に努めてまいります。

## 子 育 て 支 援

こども園の保育料の完全無償化をはじめ、小学校低学年の児童を対象とした放課後児童健全育成事業「学童保育」を継続し、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

また、子どもを持つ親は、育児に悩んだり、地域とのつながりを上手にとれないなど、子育てに対する不安を抱えております。そのため、こども園において実施してお

ります保育開放事業をとおして、子育て世代の交流、子育て相談の場の充実を図ってまいります。

## 家 庭 教 育

### 親の役目

中央教育審議会でもとめられた「令和の日本型学校教育の構築を目指して」の中で、直面する課題として「本来であれば家庭でなすべきことまで学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務が拡大され、その負担が増大している」と示されております。

家庭での教えは教育の出発点であり、子どもの正しい生活習慣や規範意識、他人を思いやる心などの育みは、親の役目であります。

### 意識の醸成

毎月発行しております家庭教育啓発紙「親子の時間」では、子育ての格言や規範意識の教え、躾の大切さなど、親学を促す学習の情報を発信してまいります。

### 家庭学習

子どもたちの学力の向上には、家庭での学習習慣の定着が大切であります。本町の教職員が作成した「家庭学習の手引き」を親子で参考にいただき、各家庭での学習環境を整えていただくようお願いいたします。

## 社 会 教 育

社会教育では「住んで誇りに思える故郷をめざして」を教育目標として、増毛町社会教育中期計画の基本方針に基づいて、様々な学習や体験を提供することによって、子どもから高齢者まで主体的に生き生きと活動することができるよう施策の充実を図ってまいります。

### 生涯学習

#### 幼児教育

親子が読書に親しむきっかけとなる絵本の読み聞かせ「おはなしポトフ・プチ」を



継続してまいります。また「こどもシアター」を継続し、映像から喜びや感動を体験し、豊かな情操の形成に資するよう努めてまいります。

### **少年教育**

様々な体験をとおして、小学生の健全育成を目指す「ましけキッズ体験隊」も6年目を迎えます。楽しみながら学習活動に対する意欲が高まるよう、常に内容を精査して活性化を図ってまいります。

「中学生の国内研修事業」は、視野や見聞を広め、郷土意識を高めることを目的に研修内容の充実に努めてまいります。

### **青年教育**

青年層の集まる場や繋がりを広げるための「青年交流会」も4年目を迎えますが、今年も事業内容の工夫・改善を図りながら継続してまいります。

### **女性教育**

「さくらコミュニティ学級」では、学習の機会や体験を提供することにより、学ぶ意欲を高め、豊かな人間性の向上に努めてまいります。

### **高齢者教育**

「暑寒大学」では、学ぶ意欲の向上や、体験をとおして生きがいを充実させることを目的に、工夫を図りながら活動を進めてまいります。また、世代間交流やボランティア活動にも力を注ぎ、増毛町のまちづくりにも努めてまいります。

## **芸術文化**

人の創造性や感性を育み、生活に潤いを与えるだけではなく、地域にも豊かさをもたらすため、継続した芸術文化事業を展開してまいります。

また、地域文化活動の中核である「文化協会」と連携を図り、その支援と育成普及に努めてまいります。

### **推進事業**

児童生徒を対象とする芸術鑑賞事業は、今年度、中学生向けに音楽劇の鑑賞を実施しますが、題材となっている平和の在り方についても理解を深めながら、豊かな情操を育むことをめざしてまいります。

平成23年から続く増毛の民話影絵紙芝居は、町内外の観覧者に好評をいただいております。引き続き実施主体の「増毛の民話伝承会」の公演活動を支援してまいります。

町民スクールは、町民の開かれた学習の場として多彩な講座を実施しており、運営委員会への効果的な支援に取り組んでまいります。

増毛町の文化財に対して多くの関心を高めてもらうため、旧商家丸一本間家、元陣屋、厳島神社を包括した周遊事業を今年度も継続いたします。

### **元陣屋**

収蔵する郷土資料を活用しながら、町の歴史に親しむことを目的とし、特別展を企画いたします。

図書室では、より多くの子どもたちに読書への興味を育むため、「読書スタンプラリー」や「移動図書館事業」などを通じて本の楽しさを啓発いたします。

また、ハロウィンやクリスマスのイベントを継続して開催し、図書室の魅力を発信してまいります。

### **旧商家丸一本間家**

駅前観光の中核を担う側面も踏まえ、歴史の広場での催しや音声ガイドの提供など、来館者へのサービスの工夫を図り、入館者の増加をめざします。

また、企画展などを開催し、本間家のストーリー性を魅力的に伝えてまいります。

## **スポーツ**

スポーツは、生涯にわたり健全な心身の増進と、生きがいや充実感を得るものであることから、誰もが身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ推進委員の協力を得ながら各種のスポーツ事業を実施してまいります。

また、町内のスポーツ協会、少年団を支援し、スポーツ活動の普及と活性化を図ってまいります。

### **推進事業**

「ましけラン」は、体力増進と健康づくりのため、小中学生を中心に多くの町民が参加しておりますが、幅広い世代への参加を募り大会の充実を図ってまいります。

子どもから高齢者まで多くの方が気軽に参加できる「健康づくりウォークラリー」や、軽スポーツの普及に取り組んでまいります。

町内のスポーツ団体が長年にわたり開催しております各種大会は、全道各地から大勢の方が来町していただいている町の主要なスポーツイベントでありますので、引き続き支援してまいります。

## スポーツ施設

体育館及び温水プールは、内部改修整備を終えましたので、今後も安心・安全に利用できるよう適切な運営管理を図ってまいります。

パークゴルフ場は、昨シーズンから27ホールの利用が可能となりましたので、より多くの町民の皆さんが親しめるよう日常の環境整備に努めてまいります。

また、町内の小中学生の体力向上を目的に、町立体育館、屋内グラウンドの個人使用料を無料、温水プールの個人使用料を半額にし、継続して子どもたちの体力増進の場を整えてまいります。

## む す び

以上、令和3年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、子どもたちが将来に向かって生きる力と豊かな心を育み、また、町民の皆さんが生き生きと学び、心豊かに過ごすことができるよう、増毛町の教育の推進に全力で取り組んでまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。